

2012 年度事業報告書

公益社団法人日本複製権センター

1. 概況

公益社団法人日本複製権センター（以下、センターという）は、書籍、雑誌、新聞等の著作物の複製等に係る権利の擁護と複製利用の円滑化を目的として、1991年に日本複写権センターとして設立されて以来、著作者、出版者、新聞社等の権利者から著作物の複製利用に係る権利の管理を受託し、利用者との間で契約を締結し、著作権等管理事業者として管理著作物の複製利用許諾業務を行ってきた。2012年度は、公益法人制度改革に伴い、2012年4月1日に公益社団法人日本複製権センターとして再出発し、これまで以上に公益性を重視し、また複製権を視野に入れた事業活動を行った。

2. 委託管理事業管理状況

(1)管理著作物数

- ①「一般社団法人学術著作権協会」：定期刊行物 2,344 タイトル、単行本 1,798 点
- ②「一般社団法人出版者著作権管理機構」：定期刊行物 1,147 タイトル、単行本 81,960 点
- ③「新聞著作権協議会」：67 社、92 紙
- ④「著作者団体連合」：合計 14,317 名の著作者による全著作物

(2)契約者数

契約件数 2,520 件、グループ企業を含めた利用者数は 6,066 者

(3)使用料収入

使用料収入額は 197,533,881 円（2011 年度 203,774,504 円）

(4)分配額

2012 年 9 月に分配した 2011 年度収入に対する分配額は 150,916,229 円。

（2010 年度収入に対する分配額 153,943,912 円）

（2013 年 9 月に分配予定の 2012 年度収入に対する分配額は 138,550,718 円となる。）

3. 実施事業概要

2012 年度の主な実施事業概要は以下のとおりである。

- ①1991 年のセンター設立以来 21 年間据え置かれてきた使用料を見直し、使用料規程改定の手続きを行った結果、2013 年 4 月 1 日より新使用料規程の発効が決定した。
- ②各権利者団体に対しては、使用料の分配に関しこれまで翌年度末に分配を行ってきたが、権利者側からの強い要望を受け、分配の時期を 9 月末に 6 か月早めた。
- ③利用者に対しては、契約方式の簡素化の観点からこれまでの覚書を廃止し、代わりに年間使用料報告書を導入した他、センター主催・文化庁後援の著作権セミナーを 2 回開催したことや、メールマガジンの発行等により、利用者の利便性に資する活動を積極的に実施した。
- ④各種契約促進活動を実施した結果、2012 年度の新規契約数は 85 件となり、2011 年度の 42 件から倍増し、解約数も 65 件と 2011 年度の 75 件より下回った。
- ⑤文化庁主催の実証実験に参加し、文化庁及び国会図書館との連携を強化した。

以上、2012 年度は公益社団法人に移行したこと及び日本複製権センターに名称変更したことを契機に、積極的な事業活動を実施した結果、権利者・利用者双方にとって利便性を向上することができた他、文化庁との協調関係も密にすることができ、著作権業界におけるセンターのプレゼンスを発揮することができた。

【2012 年度取り組み内容について】

2012 年度にセンターが実施した事業計画に対する取り組み内容は、以下のとおりである。

<重点事業>

1. 公益社団法人としての事業推進

公益法人化を契機として法人概要、契約の手引き、パンフレット、契約者一覧を新規作成し、各種セミナー、お知らせ等を通じて利用者に配布することにより、センターの認知度の向上を図った。

また、同じくセンターの認知度を高めるため、経団連タイムズ、日本生産性新聞、日本事務器新聞、月刊宣伝会議等のメディアに定期的にセンターの広告を掲載した他、新しい試みとしてグーグルに対しインターネット広告を掲載することによりセンターホームページへのアクセス数増加を図った。

更に新たにメールマガジンを発行し、契約者、未契約者を問わず著作権に関するニュースや情報を提供することにより、読者とのコミュニケーションの強化を図った。

メールマガジンの読者数は 2036 人である。(契約者 1709 人、他 327 人)

以上の他、2012 年 7 月と 2013 年 2 月の 2 回、朝日ホールにて 500 名以上の参加者を得てセンター主催・文化庁後援の著作権セミナーを開催した。

2. デジタル領域での著作物利用への取り組み強化

電子ファイル化の許諾検討に先駆けて、著団連から提案された蔵書電子化事業構想について様々な角度から検討を行った。

また、電子ファイル化許諾について検討を開始し、各会員団体での実施状況及び内容について調査・研究を行った。

3. 使用料規程の改定

会員 4 団体の合意を基に、著作権等管理事業法に則り、使用料規程改定の手続きを進めた結果、2013 年 4 月 1 日付で新使用料規程の発効が決定した。

4. ウェブサイト機能の拡充及び新管理著作物検索システムの拡充

利用者の利便性向上及びセンター事務効率化の観点から、契約・報告・請求に係る手続きをより簡素化するため、契約の申し込みから年間使用料の報告及び請求書発行に至るまで、すべてをオンラインで処理可能とするウェブサイト機能の開発を行った。

また、各団体からの著作物データに関し、これまでのマニュアルによる著作物検索システム反映方式から、著作物データを基に自動処理により検索システムにアップロードするシステムの開発を行ない、新管理著作物検索システムの機能強化を図った。

更に契約データ及び契約者管理の精度向上策として、グループ企業管理の明確化、セミナー来場者情報の管理と DM 業務への反映なども行った。

<経常事業>

I 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写利用許諾契約手続きの改善

2012年度から、これまで契約書の一部として用いられてきた「覚書」を廃止し、新たに「年間使用料報告書」を導入することにより、利用者の手続きに関し、適正化と利便性の向上を図った。

これにより使用料の入金に関し、入金時期の早期化や入金率の向上につながった。

また、ホームページからオンラインで契約手続きを行うことが可能な契約管理システムの開発を行った。

2. 個別権利者を対象とした著作物管理システムの導入検討

個別権利者に対する対応については、今後の課題として次年度から検討を開始することとなった。

3. 複写使用料の徴収

2012年度における複写使用料徴収額は197,533,881円で、当初予算205,000,000円に対して96.4%、2011年度実績203,774,504円に対して97.0%となった。

これは、新規契約数は2011年度に比較して倍増したものの、既契約者において従業員数が減少したこと及び前年解約者による入金額の減少が主な原因となっている。

4. 実態調査方法の改善・検討

2012年度は、(株)日本能率協会総合研究所が過去に実施した実態調査について、その方法・内容等についての検証を行い、次回実態調査への参考とした。

5. 複写使用料の分配

2012年度は、これまでの翌年度末での分配から6か月早めて9月末に分配を行った。分配額は、包括許諾契約者、公益財団法人大宅壮一文庫、独立行政法人科学技術振興機構、その他個別許諾契約者等から収受した2011年度複写使用料総額203,774,504円から業務手数料を控除した150,916,229円である。

各権利者団体への分配額は以下のとおりである。

著作者団体連合	30,063,884円
学術著作権協会	55,183,605円
出版者著作権管理機構	27,860,783円
新聞著作権協議会	37,805,526円

6. 国内他団体との連携による国際的複写利用の促進

2012年度は、出版者著作権管理機構及び学術著作権協会との連携を密にして米国CCC(Copyright Clearance Center)本社へ訪問し、世界におけるCCCの活動状況及びプロダクツ等について調査を行った他、海外での複写利用に関して意見交換を行った。

7. ワンストップサービス実現のための契約窓口事務に係る調査・検討

2012年度は、ワンストップサービスの前提となるポータルサイトの構築を予定していたが、使用料規程改定に伴い、具体的窓口業務に係る調査・検討は次年度に行うこととなった。

II 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓発活動

(1) センターの自主事業

①センター主催の著作権セミナー、講演会等の開催

2012年7月及び2013年2月の2回、文化庁の後援を得て著作権セミナーを開催した。参加者数は2回とも500名を上回った。

②有力利用企業・団体を対象にしたアフィリエイト・グループ組織の検討

HPでの各種情報告知及びメールマガジンの発行開始により、利用者との密なコミュニケーションを図った。

③日本複製権センターニュース No.1 の発行

これまでのセンターニュースに置き換え、HP及び啓発用パンフレットでの情報提供とした。

④著作物複写利用に関する啓発用パンフレット等の作成

法人概要、契約の手引き、契約者一覧、啓発パンフレットの作成を行った。

⑤契約締結促進用ノベルティの製作

クリアファイル、3色ボールペンの製作を行った。

⑥HP及び業界紙等での広報・宣伝活動の充実

HPでの情報告知を積極的に行った他、経団連タイムズ、月刊宣伝会議、日本生産性新聞、日本事務器新聞等の媒体を利用してセンターの広報・宣伝を行った。

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

①文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての参加

各地で開催されているセミナーについて協力を行った。

②同庁の著作権教育連絡協議会の一員として著作権思想の普及啓発活動への参加

文化庁著作権教育連絡協議会に参加し、著作権普及啓発活動に関する意見交換を行った。

③著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

著作権情報センターの正会員として総会・理事会等に参加し、普及・啓発活動に協力した。

④国内外セミナー、研修会への講師の派遣

利用企業からの要請により企業内著作権セミナーに講師を派遣した。

2. 調査研究

①文化庁実証実験プロジェクトに参加し、野村総研と協力して国会図書館データを利用した著作物データベースの構築に関する調査・研究を行った。

②WIPO 視聴覚障害者等に関する権利制限の動向に関し、文化庁国際課より動向の説明を受け、発効した場合の著作権法への影響等に関し意見交換を行った。

③学著協主催の講演会に参加し、米国 CCC の著作物利用に関する動向について情報収集を行った。

3. 国際複製権機構連合(IFRRO)との連携

2012年度は、アルゼンチンのブエノスアイレスで10月に開催されたIFRRO総会及びAPC会議に参加し、国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集及び各国の参加者との著作物利用に関する意見交換を行った。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

2012年度は3回開催された当事者協議会にオブザーバー参加し、協議事項に関する情報収集に努めた。

III 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

2012年度は、契約者及び一般からの著作物の複写利用に関する電話による問い合わせが2,836件、電子メールによる問い合わせが388件の合計3,224件の問い合わせがあった。これは、2011年度の約2500件に比較して129%の増加となった。

これらの問い合わせに対し、複写利用のための権利処理方法、センターとの著作物複写利用許諾契約締結の手続き、センターの管理範囲等についての説明や、質問に対する回答を行ったほか、複写利用以外の著作権関連質問に対する対応も含め、著作権に関する周知・助言・啓発活動を行った。

以上